

## 国際人権規約発効六周年にあたって

### — 成果と課題 —

友 永 健 三

#### (1) はじめに

国際人権規約が、わが国に対して、一九七九年九月二一日に発効して以来、六年が経過した。

この間、国の内外において差別撤廃と人権確立を求めた流れは、大きなうねりとなって前進しているが、なお厳しい問題が山積みされている。

時あたかも本年は、国際連合が創設されて、四〇年という節目の年にあたっており、世界人権宣言なり、国際人権規約の精神の実現にむけて、更なる努力が求められている。

#### (2) 基本精神の再確認

世界人権宣言や国際人権規約は、数々の権利を定めているが、その根本精神は、差別を撤廃し、人権を守ることによって恒久平和を確保しようということにある。

さらに、世界人権宣言や国際人権規約批准の基本精神は、一切の差別を撤廃し、全ての人を人類共同体の一員として扱え、等しく人権を保障しようということにある。

そして、この根本精神の実現を、国連を中心とした、積極的な国際連帯活動によって、達成しようというところにある。

以上の基本的精神に立って、「働く権利」、「公正かつ良好な労働条件の下で働く権利」、「社会保障をうける権利」、「労働基本権」、「教育をうける権利」、「生命権」、「不当に逮捕されない権利」、「自由を奪われたものの人道的待遇に関する権利」、「公正な裁判をうける権利」、「プライバシーを法的に保護される権利」、「言論・出版・集会の自由に関する権利」、「マイノリティーが保護される権利」などが定められている。

但しこれらの権利というものは、無制限に保障されるものではなく、世界人権宣言や国際人権規約の基本精神を損うものであってはならない。このことは、国際人権規約の中で、「戦争と差別煽動は法的に禁止されなければならない。」「(一)自由権規約(二〇条)」という規定に、端的に示されている。

### (3) 国際的な流れ(前進面)

日本が国際人権規約に批准して以降、国際的な人権擁護の流れは、ひきつづき大きなうねりとなって前進している。例えば国際人権規約についても、表①のように批准国が増えている。

個人からの訴えも取りあげること認めた、「自由権規

約」に関する選択議定書にもとづく審理も本格的に開始され、一定の成果をあげてきている。

さらに、世界人権宣言なり国際人権規約を踏まえた個別の条約として、「女子差別撤廃条約」が一九七九年一月に採択され、一九八一年三月に発効している。また、一九八四年一月には拷問禁止条約が採択されている。

また、一九八三年八月には、スイスのジュネーブで「人種差別と闘う第二回世界会議」が開催され、過去一〇年を総括する中から、一九八四年から一九九五年までを「人種差別と闘う第二次一〇年」と定め、これにむけた「宣言」と「行動計画」が採択された。一九八五年八月には、ケニヤのナイロビで、「国連婦人の一〇年」を締めくくる世界婦人会議が開催され、「西暦二〇〇〇年に向けて女性の地位向上を目指す将来戦略」が採択された。

この他、南アフリカ共和国におけるアパルトヘイト(人種隔離制度)の撤廃を求めた内外の世論が大きく高まってきている。

表① 国際人権規約の批准状況

	1979年7月	1985年6月
「社会権規約」	59	84
「自由権規約」	57	80
「選択議定書」	21	35

險性を増大させている。

その点では、国連は来年を「国際平和年」と定める予定をしているが、極めて時宜にかなった企画であり、是非とも、この取りくみを成功させる必要がある。

### (5) 国内の流れ(成果)

一九七九年に、わが国が国際人権規約に批准して以降、差別撤廃と人権確立を求めたうねりは、国内においても前進している。

例えば、一九八一年には難民に関する二つの条約に批准しているし、一九八五年には女子差別撤廃条約に批准した。また、国際人権規約や難民条約に批准したことによって、在日外国人に国民年金が適用され、郵便外務職員採用への道が開かれるなど一定改善がみられた。また、女子差別撤廃条約を批准するにあたって、国籍法が改正され、多くの問題を含みながら、男女雇用機会均等法が制定された。生活保護費における男女差も一〇年ぶりに解消することが決められた。

一九八二年には国連人権委員会のメンバーに日本代表が選ばれた。また、一九八四年七月には、外務省の中に人権難民課が設置されたし、一九八四年八月に開催された、国

一九八三年八月に開催された「人種差別と闘う第二回世界会議」で、過去一〇年の総括が行われ、「前半の五年は比較的順調であったが、最近の五年間は見るべきものがないだけでなく、危険な傾向が強まっている。」との指摘がなされた。

### (4) 国際的な問題点

現に、アメリカではK・K・K団(クー・クラックス・クラン)に代表される人種差別を標榜する団体の活動が活発化してきているし、ヨーロッパでもネオ・ナチズムの動きが活発化し、ユダヤ人や外国人労働者に対する襲撃事件が多発している。

発展途上国でも飢餓が広まり、インドなどにおいても、宗教にもとづく対立や「カースト」制度に起因した差別対立が激化している。

このような、人権をめぐる事態の悪化の背景には、世界的な景気の後退、このことによる失業者の増大や生活苦の進行がある。

さらに、年間一兆ドル(日本円にして、およそ二一五兆円)にも達するといわれる軍事費の膨脹が、この事態を、一層深刻なものとするとともに、世界的な核戦争勃発の危

連差別防止・少数者保護小委員会に関西大学の竹本正幸教授が委員に選任され、参加している。

一九八三年には、世界人権宣言三五周年を記念した取り組みが活発に展開され、北海道も含め、全国一八の道府県に広範な団体を網羅した実行委員会が結成され、それ以降、地道な活動が展開されている。

また、死刑確定事件である免田事件(一九八三年七月)、財田川事件(一九八四年三月)、松山事件(一九八四年七月)の三事件が相次いで再審・無罪判決となった。また、死後再審と注目を集めた徳島ラジオ商事件も一九八五年七月に再審・無罪となった。一九八四年三月には「大阪府部落差別調査等規制等条例」が採決され、一〇月一日より施行される運びとなった。

### (6) 国内の問題点

以上、多くの前進がみられるが、まだまだ問題が残されている。

国際人権規約についても、日本の批准は完全批准ではなかった。「選択議定書」には入っていないし、「社会権規約」の中の、(一)公休日の報酬、(二)スト権の原則的付与、(三)高等教育の漸進的無償化の三項目については留保したまま

である。一刻も早い完全批准が求められる。

また、現在、国連だけでも二〇もの人権に関する条約があるが、わが国はその内の七つの条約に批准しただけで、一三もの条約に批准していない。とりわけ、国連加盟国一五九ヶ国中、五分の四にも及ぶ一二四ヶ国がすでに締約国となっている「人種差別撤廃条約」への、わが国の早急な批准が求められている。(表②参照)

国内における人権侵害も増加と悪質化の傾向を示し、「いじめ」の問題が重大な社会問題となっているし、部落差別や民族差別に関した悪質な投書や落書きが増加している。さらに、軍事費が毎年一〇％近く増加をつづけている一方で、福祉や教育にかかわった予算は削減されてきている。

### (7) 国内の具体的課題

世界人権宣言なり国際人権規約の精神を踏まえた、国内における今後の具体的な課題としては、以下の諸点をあげることがきる。

まず、部落問題についていえば、環境改善だけでなく、仕事保障や教育の向上、さらには啓発にとりくむことも

表② 国連人権関係条約一覧 (1985年8月現在)

名 称	総会決議号	採択年月日	表決結果		発効年月日	批准した国	日本の批准状況
			賛成	反対 棄権			
1 ジェノサイド条約	260(II)	1948.12.9	56	0.0	1951.1.12	96	
2 人身売買および他人の売春の搾取の防止に関する条約	317(IV)	1949.12.2	35	2.15	1951.7.25	56	○
3 難民の地位に関する条約	全権会議	1951.7.28	24	0.0	1954.4.22	96	○
4 国籍訂正権に関する条約	630(VI)	1952.12.16	25	22.10	1962.8.24	10	
5 女性の政治的権利に関する条約	640(VII)	1952.12.20	46	0.11	1954.7.7	91	○
6 1926年奴隷条約改正議定書	794(VIII)	1953.10.23	50	0.6	1955.7.7	45	
7 無国籍者の地位に関する条約	全権会議	1954.9.28	19	0.2	1960.6.6	34	
8 奴隷制、奴隷貿易および奴隷制類似の制度・慣行の廃止に関する補充条約	全権会議	1956.9.4	40	0.3	1957.4.30	90	
9 既婚女性の国籍に関する条約	1046(XI)	1957.1.29	47	0.24	1958.8.11	54	
10 無国籍の減少に関する条約	全権会議	1961.8.21	21	0.7	1975.12.13	12	
11 婚姻の同意、婚姻最低年齢および婚姻届に関する条約	1763(X XI)	1962.11.7	90	0.7	1964.12.9	34	
12 あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約	2100 A(X X)	1965.12.21	106	0.0	1969.1.4	124	
13 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約	2200(X XI)	1966.12.16	105	0.1	1976.1.3	82	○
14 市民的および政治的権利に関する国際規約	"	"	106	0.0	1976.3.23	79	○
15 同上についての選択議定書	"	"	66	2.38	1976.3.23	33	
16 難民の地位に関する議定書	2198(X XI)	"	91	0.15	1967.10.4	93	○
17 戦争犯罪および人道に反する罪に対する時効不適用に関する条約	2391(X XI)	1968.11.26	58	7.36	1970.11.26	26	
18 アパルトヘイト罪の鎮圧および処罰に関する国際条約	3068(X X VII)	1973.11.30	91	4.26	1976.7.18	77	
19 女性に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約	34/180	1979.12.18	130	0.11	1981.9.3	60	○
20 拷問及びその他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰を禁止する条約(仮訳)	39/46	1984.12.10	全会一致		未 発 効	(24)署名	

に、悪質な差別には法的規制をおこなうことを明確にした、「部落解放基本法」の制定が求められている。

在日韓国・朝鮮人に対する民族差別の撤廃については、指紋捺捺制度を廃止するとともに、民族教育の推進と仕事保障の前進が求められている。

アイヌ民族に対する差別撤廃に関しては、差別的な「北海道旧土人保護法」を廃止し、先住民としての権利を保障した「アイヌ民族に関する法律」が制定される必要がある。

女性に対する差別撤廃に関しては、女子差別撤廃条約の国内での完全実施、とりわけ教育と雇用面における女性差別の撤廃が求められている。

「障害者」に対する差別撤廃に関しても「完全参加と平等」の理念が日常の生活の中で具体化される必要がある。

この他、国のレベルでのプライバシー保護法の制定が求められているし、国際的に批判の強い労働時間の短縮が迫られている。

## (8) おわりに

以上、わが国に対して、国際人権規約が発効して以降の、差別撤廃と人権擁護に関した改善面と問題点をごく簡

単に見てきた。

これを見ても分かるように、差別撤廃と人権確立を求めた歴史的な流れは、何人も押し止めることのできない力となって働いていることが分かる。

しかし、事態は楽観を許さない。なおも厳しい事態と問題が、われわれの前に山積みしている。

この際、われわれは、日本国憲法が一二条で、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」と定めていることの意味をかみしめてみる必要がある。

世界人権宣言と国際人権規約の精神の具体化のために、一丸となって奮闘しよう。

なお、国際人権規約が批准されたことを知っているのは奈良県で一七・〇％（一九八〇年）、高知県で一六・四％（一九八一年）にとどまっている現状に留意する必要がある。

最後に、国際人権規約がわが国に発効した日を記念して出された園田外務大臣（当時）談話を、参考までに紹介し、この精神が政府によって守られるよう期待するものである。（資料参照）

（資料）園田外務大臣談話

国際人権規約の効力発生について

一九七五年九月二十一日

国際人権規約は本日わが国につき効力を生じることとなりましたが、この人権規約は、国連の採択した人権諸条約の中でも最も基本的かつ包括的なものであり、国連が人権の分野で達成した最大の成果であるということができると思います。この国際人権規約の締結は、国際的には、人権尊重を国政の拠って立つ基盤とするわが国の姿勢を広く対外的に周知せしめるという意味をもち、国内的には、人権の保障に関する従来の国内施策を一層充実、強化させるための大きな契機となるという意味をもつものと考えられ、極めて大きな意義を有することであり、まことに喜ばしい限りであります。

## 人権白書 ~被差別者の立場より~

世界人権宣言中央実行委員会 編  
B6判310頁 定価1,200円

今、日本の人権擁護は——。部落差別、在日朝鮮人・韓国人差別、アイヌ差別、障害者差別、沖縄差別、女性差別や被爆者やハンセン氏病、日系2世の問題等、具体的な実態を明らかにし、課題を探る。

(社)部落解放研究所 大阪市浪速区久保吉1-6-12  
TEL 06-568-1300